㈱　上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

上記X、Y、Zは、⑵②イ㈺㈠の規定に関わらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする（以下④から⑥までにおいて同じ。）。

軽自動車等

	茅ヶ崎ジャンクション	寒川北	海老名南ジャンクション
茅ヶ崎西	41.328	208.334	227.894
茅ヶ崎海岸	64.944	282.408	251.510
大磯	173.184	443.626	359.750

普通車

	茅ヶ崎ジャンクション	寒川北	海老名南ジャンクション
茅ヶ崎西	51.660	328.704	284.868
茅ヶ崎海岸	81.180	381.732	314.388
大磯	216.480	517.032	449.688

中型車

	茅ヶ崎ジャンクション	寒川北	海老名南ジャンクション
茅ヶ崎西	61.992	347.223	341.842
茅ヶ崎海岸	97.416	428.078	377.266
大磯	259.776	590.438	539.626

大型車

	茅ヶ崎ジャンクション	寒川北	海老名南ジャンクション
茅ヶ崎西	85.239	467.593	470.032
茅ヶ崎海岸	133.947	532.358	518.740
大磯	357.192	755.603	741.985

特大車

	茅ヶ崎ジャンクション	寒川北	海老名南ジャンクション
茅ヶ崎西	142.065	706.083	783.387
茅ヶ崎海岸	223.245	787.263	864.567
大磯	595.320	1159.338	1236.642

㈺　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添６のうちＡ若しくはＦに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈠を適用する場合を除く。

（Ｌ＋Ｌ'1＋Ｌ'2－Ｗ）÷（Ｌ＋Ｌ'1＋Ｌ'2）×100（単位：パーセント）

㈱　上記式においてＬ、Ｌ'1、Ｌ'2及びＷは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'2：別添６のうちＡ又はＦに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

Ｗ：月間適用回数が５回から９回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添６のうちＦに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（Ｌ＋Ｌ'1＋Ｌ'2－Ｗ）÷（Ｌ＋Ｌ'1＋Ｌ'2）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）

㈱　上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

㈠　対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈡に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈡の定めにより算出した額とする。

（ａ×((Ｌ Ｒ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ＋Ｐ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ'

ただし、上記式において、（ａ×((Ｌ Ｒ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ又はＰ×（１－Ｗ÷100）の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、Ｌ、Ｌ'1、Ｌ'2、Ｐ、Ｐ'、Ｒ、Ｒ'1、Ｒ'2、Ｗ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別添６のうちＡ又はＦに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ'　：別添６のうちＢ、Ｃ及びＥに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）